

令和4年第5回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月15日（木曜日）

10時00分開議

12時27分散会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦	代表監査委員	吉岡國弘

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で配付しておりますとおりで。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは通告第1号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 通告第1号、議席番号6番、片岡智準、自席において2点ほど質問させていただきます。ちょっと眼鏡が曇るので、外させていただいて質問させていただきます。

1点目は高規格道路建設について質問いたします。

さきの全員協議会で町から説明のあった、大崎橋建設に付随した高規格道路建設案について、町から提案された建設予定計画案を検討しました結果、物流を中心に考えた場合は町から提案された案もしかりと考えていますが、仁淀川町の過疎対策や高齢者対策を考えますと、提案の計画ではますます町内は疲弊し、過疎が一段と進むものと考えられます。今後は住民の意見をよく確認し、計画を進められるよう提案いたします。

1点目の質問、これで終わります。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 片岡智準議員の質問にお答えいたします。

現在、町といたしましては、昨今の異常気象の発生状況を鑑み、雨量規制のある状況を解消すべく、国道33号の高規格化及び防災対策について、国に強く要望している状況であります。

本年7月6日に開催されました産業建設常任委員会にお示しいたしましたルート案につきましては、加枝及び久喜地区へのアクセスを確保するような線形で、寺村から相能・引地地区を結ぶ計画の一例として提案したもので、これが決定ではございません。実際のルート等については経済性や実現性等を考慮し、最終的に国が決定するものでありますので、そのルートに町の希望をしっかりと反映していくことが重要と考えております。

今後の要望活動では、ご提案のとおり、町民の意見や状況変化等に柔軟に対応しながら、提案書等の作成を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 質問はありませんか。片岡智準君。

○6番 再質問をさせていただきます。

せんだって頂いた、このいわゆる一例の案は、トンネルが延べで2.8km、橋が約3か所で400mと。そして、この内容を見たら、全く寺村・大崎地区は通りません。これまで大崎橋建設に絡んで、再三再四地元の住民やりに産建のほうから説明をされたり、また、特定の議員は地域に行っているいろいろ話もされたりという経過がございます。ほとんどの大崎周辺の地域の方は、旧大崎中学校グラウンドに通じるあのルートに橋梁が、橋ができるというように理解されているんじゃないかなど。正直言いましたら、私どももそういう理解でおりました。

そしたら、にわかにかつこういう国からの提案の一連が示されました。およそかけ離れた案ですので、よほど地元の方に時間をかけて懇切丁寧に質問をしなければ、これまでのあれだけ費やした時間が何だったんだか、よほどの反発を食らうように想像されます。そこら辺りをよくよく国や県のほうにもお知らせし、やはりその反発に対する適切な対応措置も取らなければ、恐らくこの建設案そのものがまたお流れになるんじゃないかなというように思います。

今から五、六十年前のことですが、そのときもこういった形で示された案があったように私は聞いております。今にもできそうな、そんな状況が過去にはあったように思います。しかし、50年近くたって私がこっちへ帰ってきたときには、何一つ昔と変わってないわけです。恐らくこの案が示されて、結局は同じような経過でこの案がなくなるのではないかなど。確かに、しかし、先ほど町長がおっしゃったように、雨量規制がございます。250mmを超せば、通行止めになったら、たちまち困ります。

そんなことで、2点目の質問でも私もしますが、高規格道路は必要ですし、確かに道路建設は必要です。橋も必要です。よくよく吟味をして、皆さんが納得、全てを納得させるのは無理だと思いますけども、少なくとも相当の方が、それやったらそれで仕方がないな、取りあえずそういうことで造っていただくというような形で話が進められるよう要望しておきます。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 片岡議員の再質問にお答えします。

高規格道路とは、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、おおむね時速60km以上の高速サービスを提供できる道路とされております。幅員や専用歩道の設置などから、町の中心部を通ることは不可能ではないかと思われまます。集落などへはアクセス道などで結ぶこととなろうかと考えております。

高規格道路はあくまで都市部、主要施設へのスムーズな流れを促すもので、雨量に関係なく高知市や県外から、仁淀ブルーや各溪谷などに、観光地に快適に来ることができ、また、町内からは空港や大きな病院に安全に時間短縮で行くことができる、そういう効果が期待できると考えております。アクセスのしやすさから交流人口の拡大を目指し、観光客誘致などにより消費拡大に結びつけていきたいと考えております。

また今後、地元住民に対しましては、丁寧な説明をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 質問ありますか。片岡智準君。

○6番 最後に、再々々質問を最後にさせていただきますが、確かに高規格道路の性質を考えれば、近く予想されている南海トラフ地震の、それを含めた対応だと思えます。今、町長から私が説明を聞いて、私でもまだ、だったらもうええんじゃないかな的な感じもあります。よくよく理解を頂けるような、親切な、丁寧な説明をし、そして関連の町内へのアクセス道路も含めて一緒に検討していただいて、町民が少なくとも、ああ、よかったなと思う道路を造っていただいたらいいんじゃないかなというように思いますので、最後にそれだけお願いをしておきます。

そしたら、続いて。

○議長 2問目、お願いします。片岡智準君。

○6番 それでは、2点目の防災無線の活用について質問をさせていただきます。

せんだって国道33号線が通行止めになりましたが、その解除についても、従来は防災無線で放送されておりました。しかし、このたびの通行止めも、解除も防災無線での放送はございませんでした。何でなくなったか、その理由やらは定かではありませんが、今後は防災無線で通行止めも解除もしていただきたいというのと、また、感染が多発傾向にある新型コロナの発生状況について、個人名までは不要ですが、最低、吾川地区、池川地区、仁淀地区などの公表をし、住民に対して周知をお願いしたいなと申しますのは、私も含め

て皆そうだと思うんですが、野山に行って、ほとんどマスクなんかしておりません。まして今は、屋外でのマスク着用は政府のほうも言うておりません。しかし、それぞれの地域へ行く用が、山から直通で結構あります。その際にはマスクを持ってないということが多く、持ってないというよりは忘れています。そしたら、その際にやはり、今日はこっちのこの地域では何人おったな、だったら、マスクがないから今日はちょっとやめて明日にしようかとか、そして、意識の問題がかなり影響されます。やはりそういう点の配慮があつて初めてコロナも終息へ向かうんじゃないかなというふうに思いますし、大まかな発表程度はしていただきたいというのが2点目のお願いです。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 片岡智準議員のご質問にお答えいたします。

防災行政無線を通じて、通行止めの放送についてですが、深夜などに通行止めとなった場合に放送ができないことや、通行止めの放送に対する解除の放送が必要となり、夜間や休日に職員の配置が必要になること、町で判断できることではないことなどから、国道33号の通行止めのみの放送は以前から行っておりません。ただし、以前より、国道33号の通行止めに伴う町民バスの運休やごみの収集中止などについてお知らせするようにしていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町民の皆さんに広く周知してもらうように、土佐国道管理事務所に対しましても、報道機関に、テレビのテロップによる通行止めのお知らせをするように強く要望するとともに、通行止めのおそれのあるときには、テレビの情報にも注意していただくようお願いいたします。今後も、事前通行規制の緩和や規制解除の抜本的な対策及び国道33号の高規格化の早期推進を強く要望してまいります。

次に、地区別の新型コロナウイルス感染状況の公表ですが、住民の方々からも、地域が分からなければ注意喚起につながらないという声を頂いております。県における新型コロナウイルス感染者事例の公表基準では、感染者の特定がされないように、プライバシー保護に十分配慮し公表されています。保健所からの公表内容は、年代、性別、感染者との接触歴に関わる情報でしかなく、地区の特定につながる情報はないのが現状というようなことでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 片岡智準君。

○6番 最初の通行止めの放送での件ですが、確かに深夜にやったら迷惑がかかるかなと

思うこともあろうかとは思いますが。しかし、深夜であろうと、そんなものは関係なしに、やはり通行止めという非常に生活にもかかっておる案件でございますので、そういう面で苦情等が出るようなことはないんじゃないかなというふうに思います。

確かにいろんな放送が朝早くからでもされておりますし、やはり通行止めあるいはその解除についてはしていただければ、うちの家へ問合せがあるんです。私はあそこの入り口におりますし、「車通りゆうやろうか」と。その際に、私も聞く手だてがなく、「ちょっと分からんね」、「議員をやりゆうのに、そればあのこと、言うてもろうちやえんのかや」と、そんな話が度々あるわけなんですよ。

そういう個人的迷惑な話を持ち出してはちょっと何ですが、やはりみんなそれぞれ気にしておって、病院に行かないかとか、いろんなことがあろうかというふうに思いますし、先ほど町長がおっしゃったように、少なくともコミュニティバスの本日は回らない話とか、そういうのを通じて、朝の7時半か8時になればいいんじゃないかなというふうに思いますし、その時間帯でも、少なくともコミュニティバスの運行やらを通じて放送していただければ、それぞれ分かるのではなからうかなというふうに思います。昼間の時間帯であれば、「今日の午前中に解除になりましたので、午後からコミュニティバスを運用します」というような、そういう形ででも結構ですので、少なくともゼロということがないようにだけお願いしたいなというふうに思います。

それから、コロナの関係は、それは仁淀川町内でどうこうできる問題じゃなからうかなというふうに思いますし、やはり意識づけで、感染防止に注意をしてくださいというあの放送だけじゃなくて、やはりちょっと仁淀川町、私は每日一応は新聞を見て、仁淀川町、昨日1人、越知6人、佐川9人とかいうことを見て、そしたら、今日は向こうへ行ったときに、佐川は多いけえ、今日はちょっと佐川のスーパー行くのはやめるかなと、ほんなら越知にしようとか、そういうようなささやかなちょっと配慮もし、感染防止には注意をしております。そういった意味合いがありますので、可能な範囲で今後検討していただいて、周知をしていただけたら、より皆さんが感染、かからないんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

2点目の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

国道33号が雨量により深夜に通行止めとなった場合などは、町民バスの運休やごみ収集

の中止など、そういったことの連絡をしなければいけませんので、早朝に防災無線を流すなど、住民生活に配慮しながら実施をしていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の情報は保健所から来るわけですが、年齢と性別、大まかな職業だけの情報ですので、町としても把握し切れていない状況であります。また、小学生や中学生が1人、2人感染した場合など、個人が特定されてしまうおそれがあるため、たとえ特定できたとしても地区名の放送は控えるべきだと考えております。

以上です。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第2号、議席番号3、藤原大、許可を頂きましたので、自席より2点質問します。

1点目、8月中旬頃、大崎の郵便局窓口が1週間ほど閉まっていたのですが、住民に周知されておらず、年金の引き出し等、利用者が不便に感じていました。役場、町として何か行動できなかったか、これから今後、同様なことがあった場合、行動できないか質問します。

また、すみません、先ほどと似たような話になってしまうんですが、個人のプライバシー保護には十分気をつけるべきではあると思うんですが、学校等の施設単位でクラスターが発生した等の情報を公表してほしいのと、対応の発信をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 藤原議員の質問にお答えいたします。

ご質問の大崎郵便局の業務休止の周知でございますが、防災無線での周知についてお尋ねかと思いますが、防災行政無線はそれぞれの地域における防災情報や緊急情報等の提供に使用することを主な目的として、併せて、平時には一般行政事務に使用できる無線局になります。したがって、民間企業等への対応につきましては、防災行政無線の設置目的にそぐわないため、放送は原則として難しいと考えております。

次に、学校等の施設でのクラスター発生時の情報と対応の発信につきましては、情報を発信することで個人が特定され、いじめや差別、偏見、風評被害等を受けるおそれがありますので、プライバシー保護の観点からも、県が公表している情報以外に、町からの情報発信はできないものと考えております。ただし、役場庁舎内で職員のクラスターが発生し

た場合は周知するように考えております。

○議長 藤原大君。

○3番 大崎郵便局が窓口を閉鎖しているときに、役場職内の社内メールみたいなやつで閉まっていますという情報を周知していたと思うんですが、やっぱり役場職内で、全体で周知するという事は、町民にも周知すべきじゃないかなと考えますが、どうでしょうか。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤原議員の再質問にお答えします。

役場内でのグループウェアでの周知につきましては、業務の関連もありますので、今閉まっていますよということを職員に連絡した経緯はございます。ただ、郵便局、銀行、J A、コンビニ、そして食品・生活関連販売者、移動スーパーなど、生活に関連する事業者は数多く、公的機関など以外は役場からの周知は難しいかと考えております。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終了いたします。

それでは2問目、お願いします。藤原大君。

○3番 2点目、質問させていただきます。フードプランの排水状況について。

以前から問題になっている土居川の水質、臭いの件について、町として現状どのように把握しているか、どのように対応しているか、今までに対応してきたことと、これからの対応の計画について説明をお願いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えします。

株式会社フードプランは、自社工場を平成29年度に建設したカット野菜工場で、従業員53名のうち約3分の2を町内雇用している、本町にとって重要な企業となっております。内訳は町外4名、外国人15名、町内従業員34名であります。

ご質問の排水処理については、令和3年7月21日に県環境対策課より工場排出水の水質検査結果が通知され、BOD、これは生物化学的酸素要求量が排水基準値を超過しているほか、SS、浮遊物質ですが、日間平均値を超過するおそれがあると報告がありました。

町としましても、排水基準を遵守するため、原因調査を指示した結果、環境への配慮と経費節減のために導入した生ごみ処理機からの排水が主原因と考えられ、緊急的な対策として、昨年8月から排水の簡易ろ過装置を設置して、浄化槽の汚泥の抜き回数を増やすなどの対応を実施しています。現在は毎月、自主簡易検査を実施しており、BOD及びS

Sの値はともに基準内に収まっていますが、数値としてはまだ不安定な状況にあります。

臭いについては、排水が出ている小郷川近辺では野菜の発酵臭がしており、風向きにより近隣住民にも少なからず影響を及ぼしております。

今後の計画としまして、水質については、11月に導入予定の高濃度排水処理槽で生ごみ処理機からの排水を処理し、安定的に基準値以下の排水を行うことができると考えております。また、この処理槽は、これまで設置した食肉工場やスーパーマーケットの鮮魚、野菜、惣菜等の廃棄物処理でも、雑菌抑制効果や消臭効果も確認されておりますので、臭いについても効果があるものと期待しております。

現在、新設する処理槽の設置会社に既設の浄化槽施設の管理も委託し、新設の浄化槽に使われる自然浄化処理法を既設の浄化槽にも導入して、新旧の浄化施設を効果的に管理することにより、水質、臭いともに改善されるのではないかと、フードプランからも報告を受けております。今しばらくお待ちいただきたいと考えております。

○議長 藤原大君。

○3番 情報、分かりやすくありがとうございます。

谷の、現在ヘドロみたいな白い泥がこびりついているところとかがあるんですが、普通に行ったら見えなくて、やぶの中にあるんですけど、そういうところの清掃とか、そういうことは予定されていますか。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 藤原議員の再質問にお答えをいたします。

非常に水量の少ない時期等にそういった現象が起きるということは会社のほうでも把握しておりまして、年に何回かは職員がその処理に、河川において対応しております。今後は、また新しい浄化槽等の設置により、そういったことも軽減されるというふうに思っておりますけれども、状況を見ながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 議長の許可を頂きましたので、久しぶりにこの演壇で質問をさせていただきます。

まず町道、町管理道路の管理状況についてということですが、町道にもかかわらず草刈りなどの整備ができていないところがあると情報が入ったのは、6月の末か7月の初めだったと思います。具体的には池川地区の瓜生野。住民登録しているのは、私の記憶では

1人ではないかと思うんですが、空き家にはなっておりますが、多数の住居があり、一番上の家は近年屋根替えもされて、リフォームもしているんじゃないかなと、外から見る限り、そのようなたたずまいであります。すぐそばには、家のそばには真新しい墓もあります。しかし、その手前数百mぐらいからは、何年にもわたって草刈りができていないんじゃないかなというふうな状態です。

7月13日にその家まで、私、行こうと思うて軽トラで出かけたんですが、残念ながら手前で断念をいたしました。あの状態では、墓参りに帰りたくても帰れないような状態です。住民がいななどの理由があると思うんですけども、住居は存在し、墓もあります。墓参りなどで帰りたくても帰れないような状況、そのような集落内では町として手を入れるべきだと考えます。

また、あの路線について、課長にお伺いしますが、担当課長に、町道はどこまででしょう。家のすぐ向こうまで抜かして行ったところ、舗装されているので、その辺りまでやないかなという感じはしていますが、よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の質問にお答えいたします。

現在、町管理の道路が750kmぐらいあり、そのうち除草委託業務を町道77路線、約212km、林道、作業道、農道57路線、約194km実施しております。主に生活道、集落を結ぶ道路、迂回路として利用されている道路です。また、道路維持委託作業員の方には、側溝の清掃及び草刈りをお願いして実施している地区もあります。

昨年度まで池川の用居地区においてお願いしておりました道路維持作業員の方が、健康上の理由でできなくなり、4月から不在となりました。地元で探していたところ、9月よりしていただける方が見つかりましたので、今後、側溝の清掃、草刈りなど実施できると思います。

また、集落内の道路につきましては現在、集落で草刈り等、管理をお願いしてまいりましたが、今回の用居地区のように住民不在地区、高齢で維持管理等できなくなった地区につきましては、今後、地域長制度が全町的に確立されれば、各地域に補助金制度の創設を考えております。用途は地域で決めていただき、この補助金を財源の1つとして活用していただくこともできますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 大原池川地域振興課長、答弁。

○大原池川地域振興課長 竹本議員の町道の終点はどこまでかという質問にお答えします。

終点はアスファルト舗装されたところまでが終点で、一応、あそこが広がって点呼場の状態になっていると思いますが、あそこまでが終点になっています。

○議長 竹本文直君。

○7番 この13日に行ったときに、ここの写真を撮ってきています。これ、ちょっと後で見てもらったらええけど、とてもじゃない、通れるような状態ではありませんでした。用居の瓜生野地区全体の道路管理ができてないということがありましたが、この地区出身者の強い申入れによって、この地区のお宮さん、神社へ行くところまでの草刈りは町でやってもらったようです。ところが、そこから上にまだ3軒ほど家があります。一番上は先ほど言った屋根替えもされて、非常にきれいな状態にある家です。

それと、住民登録はしておりませんが、町外在住の方が1人、やっぱりふるさとがええと、私と同年代の人ですが、1人暮らしております。また、年に数回は出身者が集まり、お宮の手入れなど、昔からのその地域の文化などを守ろうとする活動もされているようがあります。

土地があり、家があり、先祖の墓もある。定年退職をしたらふるさとに帰り、山の手入れでもしようかと考えている人がいるかもしれません。町内の他の地域でも同じようなところがあるのではないかと思いますけれども、土地があり、家があるということは税金、固定資産税も当然発生し、納税もされているんじゃないかならうかと思います。

しかし、現状を見たら、とても帰ってここで暮らすことはできない状態。法により町が管理すべき道路は、せめて年に数回の草刈りをするようにしてほしいと思います。そういうことで、やっぱり義務もあると思います、町に。ひとつ検討してほしい。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の再質問にお答えをいたします。

合併前から存在する集落で消滅した集落はいくつかあります。その消滅した集落への町道全てを管理することは、費用面からも大変であると考えますが、やはり町道であることから、また、今申されました宮の手入れであるとか墓守ということもあることから、一定の管理は必要だと考えております。しかし、通常使用している町道ほどの管理は難しく、使用可能程度の管理は今後していかなければと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 先ほど、最初の答弁の中で、9月から担当者が決まって、これからはできるということと、それから、何とかの形で地域へ補助を出して、地域で考えてもらうというような答弁をされていましたが、先ほども申したとおり、ここの地区の出身者の方は年に数回集まって、いろんな活動をされておるということですので、やっぱりそういう地区出身者の方に働きかけて、そういう場での地区の出身者の方との相談もぜひ進めてやっていただきたいなというふうに感じます。

本当に、どこでどのような人が帰ってきて生活したいと思出すかも、これは分かりません。やっぱり家があれば固定資産税も払っていますので、最低のことは義務としてやっていくべきだというふうに思いますので、よろしく願いをします。

○議長 執行部、答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の再々質問にお答えします。

今後、地域長会や区長会などでそういった制度も今後予定していますよということで、そういう資金を活用いただいて、シルバー人材センター等をお願いするなど、そういったこともできるんじゃないでしょうかというようなことで周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。竹本文直君。

○7番 2点目の質問をさせていただきます。

先ほどの話ですけども、やっぱり地域長とか区長のそういう会だけで話したのでは、その地区の方が、地区出身の方が参加されてないので、やっぱり町の担当者が現地へ、情報が入ると思いますので、いつ、どうして集まると。そういうところへ出かけて行って相談をするという積極的な動きをしてもらいたいと思います。

2点目ですけども、町独自の補助金制度の創設をということなんですが、町長の選挙公約でもありました移住促進事業の中で、各産業の人手不足と移住対策を絡めた事業を行っていくと、簡単に言えばそういう公約があったと思うんですが、今そういう事業を行っておるんですが、この受入れ事業体に対し、補助をし、事業体の宿舍を構えて住宅の確保をしていくという事業もやっています。

一方で、空き家対策で、その会社の宿舍に空き家を利用する等もしていると思います。しかし、すぐに使える空き家はなく、リフォームなどが必要な物件ばかりです。都会からの移住者が多く、田舎のトイレにはなじめず、水洗トイレにと考えたときに、今の国、県

の補助金制度は、これは法人は適用になりません。あくまでも個人が対象で、会社の職員さんに使えない制度となっております。家の持ち主が申請すれば、水洗トイレにしたいという、水洗にすればできます、補助が出ますけれども、全て持ち主の負担となり、そこまでして貸す考えはないのが現状だと思います。

そこで、このような事例に対し、町独自の補助金制度をつくってはどうかというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

仁淀川町独自の移住施策に係る補助金につきましては、移住者または移住者に住宅を提供する者が行う住宅改修に要する費用に対しまして、10分の8以内で100万円を限度として補助する仁淀川町移住者住宅改修費補助金、そして、移住者が仁淀川町内の住宅に入居した場合、移住時等に要する建物の賃貸借契約等の書類作成費用や引っ越しに要した費用に対しまして、移住者1世帯当たり5万円を限度として補助する仁淀川町移住支援補助金がございます。

また、環境保全施策に係る補助金では、合併浄化槽の設置による河川の水質汚濁防止を目的とした仁淀川町合併浄化槽設置補助金制度がございます。専用住宅または住宅部分が50%以上の併用住宅に浄化槽を設置、また単独浄化槽から転換する場合、その大きさの区分により、33万2,000円から最大54万8,000円を補助するものです。

ほかには、生ごみの減量化推進及び有効活用することを目的とした仁淀川町生ごみ処理機購入費補助金制度や、ごみ収集場所の環境美化等を地区が実施する補助として、仁淀川町ごみ集積箱購入費補助金制度がございます。

今後も国、県の補助金制度に該当せず、仁淀川町の活性化並びに公共の用に供するために町独自の補助金制度の設置の必要があれば、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 2回目です。ありがとうございました。いろんな補助金があるのは理解できましたが、今回なぜこんな質問をするかというのと、林業研修生で一家6人が移住して、今、多分林産組合のほうで働かれているんだろうと思います。その人が土居の住宅におりましたけれども、一家6人で家が狭いということで、ある場所に大きな家を見つけて借りるようにしました。ところが、そこは十分に広さはあるんですが、トイレが簡易水洗トイレ。臭気

ダクトがかなり屋根の上まで上がってしまっていて、その上の家から、人が入ってくれるのはうれしいと。うれしいが、以前人がおったときには、かなりこの臭気で嫌な思いをしまったということがありまして、それと、入る入居者、希望の方の、水洗トイレにという希望もあったようですけども、そうしたときに、その物件を借りるのは林産組合が借りるわけです。先ほど言われた100万円限度の事業者に対する補助金はありますが、そのまま入れる状態じゃないので、その100万円はリフォームのほうへ全部消えてしまうと。トイレまで回らないということがあって、何とか話し合いの中で、トイレは来年度で何とかしようかねという話にはなったようですけども、やっぱりどうしてもそういう隙間が出てくると思います。

ほんで、先ほども言ったように、その家の借主が法人でなければ、33万から55万の改修補助金が出るわけです。ところが法人であるばかりにそれが出ない。だから家主が、それでも家主が改修すると申請すれば補助金が出ますが、あとは全部家主の持ち出しになるということで、なかなかハードルが高いんじゃないかなという事例がありましたので、そういうことでぜひ、そういう隙間がどうしても出てくると思いますので、隙間が出ないような、それこそ若い人、6人も来ていただければ、子供が4人です。なかなか元気な子供ですけれども、非常に貴重な人材だと思いますので、気持ちよくこの町で安心して暮らせるような状態をつくっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の再質問にお答えいたします。

林業研修生ということで、林産協同組合が借り受けた物件へ入っているということだろうと思いますが、まずは林産協同組合のほうと相談をしていただいて、林産協同組合のほうで改修をするというようなことも考えられるのではないかと思います。

合併浄化槽につきましては、町としても国、県の補助を頂いて設置をしておりますので、そこに補助を出すとなれば、そういった補助は全くもらえず、本当に単独事業になろうかと思っておりますので、そこら辺も考えつつ、今後何ができるかをまた考えていきたいと考えております。

○議長 竹本文直君。

○7番 3問目の質問に入ります。

一昨年から昨年にかけて、近隣町村の越知町、いの町では、町内全域に光ファイバー網を整備されたようであります。残念ながら町内全域に整備されていないのは、この近隣で

は本町だけという感じになっていました。このままでは、近隣町村とのインフラ整備に関しては後れを取ったというふうに思います。なかなか経費がようけ要って、大変だということは分かりますが、話を聞くと、いの町の狩山のトンネルを越えた柳野地区では、お年寄りの見守りも最新の機器が使えるようになったという話も聞いておりますし、光ファイバーがあることによって、インターネットだけじゃなしに、インターネットを利用した、いろんな活用ができると思います。

そういうことで、この本町も全域整備に向けて取り組むべきではないかというふうに思いますので、町長のお考えを伺います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

町内の光ファイバー未整備地区の整備につきまして、令和2年度に行った試算では、全体事業費が10億円に上り、国の補助金や有利な起債を充てても、町の実質負担額は3億8,000万円余りの高額となり、町の厳しい財政状況などを鑑み、町の負担が極力抑えられる方法を引き続き検討していくことで事業実施を見送った経緯がございます。

本年3月、総務省において、デジタル田園都市国家インフラ整備計画が公表され、令和3年3月末の99.3%となっている国内の光ファイバー整備率、世帯カバー率を、令和9年3月末までに99.9%とすることを目的として取り組むこととしております。

仁淀川町におきましても、本年4月上旬から1か月間、光ファイバー未整備地区を対象に、光ファイバー利用のニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。現在、通信事業者において、アンケートで特にニーズの高かった地区や、これまでに光ファイバー整備の要望書の提出があった地区などを対象に、整備に係る経費の試算や費用対効果などを加味して、整備地区の検討作業を行っております。あわせて、町内全地域の光ファイバー整備を目指し、ユニバーサルサービスとして、国主導による整備の実現を引き続き強く要望してまいります。

町では、光ファイバー未整備地区を対象に、パソコンやスマートフォンなど、Wi-Fiに対応している端末を、4G・LTEの電波を利用してインターネットに接続できるホームルーターやモバイルルーターなどの通信機器購入費の補助を行っております。この機器は、電波が受信できる場所であれば工事不要で、電源を入れたらすぐに使用でき、これまでのADSL回線より格段に通信速度が早いようですので、ぜひご活用いただきたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 丁寧な説明、ありがとうございます。また、前向きなご答弁もありがとうございました。

町長が言われるように、やっぱりユニバーサルサービス、これは現地区にアンケートを取ったようですが、今おる住民にアンケートを取っても、それこそパソコンを持ってない、インターネットの重要性を、失礼ですが、理解できてない方々は、必要ないと答えるのは、これは当たり前だというふうに思います。

私は、これはもう完全に基本的なインフラやというふうに思っていますので、先ほど町長の言われたユニバーサルサービス制度、これを国が責任を持って整備していくという制度にぜひ移行するように、運動も強めていただきたいと思います。

それからモバイルルーターですが、これは町長も言われた電波が届くところにおればと、まさにそのとおりで、地区によっては電波が届きにくいところがある。普通の携帯電話でも、窓へ寄らんと通じんのよという地区もあります。そういうところでは、モバイルルーターは非常に使いにくい状態ですので、ぜひとも光ファイバーの整備に向けて全力で頑張っていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えします。

やはり先ほど言いましたユニバーサルサービス、これを目指しているというよりは、国のほうに強く、今後とも要望していきたいと考えております。

また、ちなみに越知町では全域で光ファイバーが設置されたという話でしたが、これは一部、越知町は公設民営ということで、後年度費用、これがかなり今後かかってくると思います。町としてはそれだけは避けたいと考えておりますので、設置というか、していくんでしたら、やはり民設民営のほうでお願いをしたいと考えております。また、今後も強く国のほうにも要望をしていきたいと考えております。

○議長 古味企画課長、何かないですか。古味企画課長。

○古味企画課長 竹本議員の再質問にお答えします。

ホームルーターについてでございます。これも議員がおっしゃるとおり、電波の届かないところ、それから強い、弱いによって高速通信が可能かどうかという若干デメリットの

面がございますが、用居地区におきましては、全て通信事業者でカバーしているところがあるんですが、A社の通信事業者の携帯を持ってあって、そのA社のホームルーター等を購入したら受信できないというような現状ですが、1つスマートフォンが増えるという考え方で考えていただくと、A社のスマートフォンを現在持っていますけど、ホームルーターはB社のホームルーターを購入したら、その基地局が、B社の基地局があれば十分に高速通信が可能と思いますし、それから、つなげるだけなので、これまでのインターネットのアップマークの後のものを変えるに及ばないと、そういうメリットもありますので、町民の皆様がお住みの地域で、どの通信事業者の電波が強いとか、そういうのを事前に知っていただいたら、自分が持っている携帯とは違う会社と契約したホームルーター等がご活用できるかと思います。また、携帯電話の通信の、通話の不感の地域もございますので、今後もその解消に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 課長の言われるとおりです。ほんで、スマートフォンを2つ持てば解消できるかもしれません。できると思います。けど、費用は倍かかります。それを住民に勧めるのは、私はちょっと違うんじゃないかなという感じがします。

以上です。それだけです。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 竹本議員の再々質問にお答えさせていただきます。

光回線につきましても、導入の工事費、また月々の通信料は発生します。携帯電話と連携したいろんなサービスを使えば、工事費も安くなるし、キャンペーン中でしたらほとんど要らない場合もございますが、町としましてもホームルーター、モバイルルーターの購入費補助上限2万5,000円という補助制度もありますし、最近では、ある町民の方がある会社のホームルーターを購入して、その申請もありましたが、その内容を見ると、5Gにも対応した、4Gにも対応したホームルーターで、利用制限が無制限、それから速度、最高速度が10Gbpsと相当高性能なものも出ておりますので、それから月々が5,000円未満、容量無制限でというような料金体制ですので、非常に、2つ持つことによって出費がという部分はある程度解消できるんじゃないかなと感じております。

以上でございます。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了します。

通告第4号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 自席でお願いします。通告第4号、議席5番、大野直孝でございます。

町内の観光事業についてお伺いいたします。来年のNHK朝ドラで牧野富太郎が取り上げられます。町内への観光波及効果へどのようにつなげるかお伺いいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 大野直孝議員のご質問にお答えします。

連続テレビ小説「らんまん」の放映を見越し、県においては新たに高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金が創設され、活用するべく、今議会に補正予算案を計上させていただいているところであります。

また、県から地域観光ガイドが関連する草花についても案内できるようにしてほしいとの要請に基づいて、草花ガイドの養成を行うこととしております。そのほか、受入れ環境整備を行うことにより、仁淀川町観光協会や仁淀川町、流域市町村で構成されている仁淀ブルー観光協議会、その関係市町村とさらに連携して、地域観光の誘客につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 大変ありがとうございました。このNHKの脚本がどういうふうになっちゅうかわかりませんが、牧野富太郎博士と大倉遊仙、幸也さんとの関係がなかなか面白い。中津川において遊仙さん、これはお医者さんですが、この人とのエピソードは大変テレビ向きだと思っております。また、こちらへ来た際に見つけたヤマトグサというのは、議会議報でも書いておりましたが、日本で初めてみたいなお見せされた、日本人が名前をつけた植物であるということで、こちらのほうを取り上げざるを得んのではないかとおもうんですけども、なおNHKにプッシュしなければいけません、鳥形明神山系の放映はゆの森等、町内の観光業にとっても非常に有力な資源になるんじゃないかと考えております。その辺について、ちょっとお伺いしたい。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 大野議員の再質問にお答えします。

仁淀川町には、鳥形山森林植物公園や名野川の明神地区など、牧野富太郎博士が実際に植物の採取を行った探査フィールドが多数存在しております。今回の連続テレビ小説の放送を契機として、観光客増加が見込まれますが、案内板の老朽化や植物に特化した観光ガ

イドの不足など、受入れ体制が十分でない状況であるため、高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金を活用して、今年度、整備を実施していきたいと考えております。

また、第44回高知県出版文化賞を受賞した『鳥形山系の花たち』にも、牧野博士が命名した草花が数々紹介されており、草花ガイドで活用していただきたいと考えております。現在、図書室でも貸出しを行っております。

先ほども申しましたが、仁淀川町観光協会や仁淀ブルー観光協議会と連携し、牧野博士ゆかりの地探索ツアーなど、広く募集して誘客に努めたいと考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 大変ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了します。

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第5号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 初めてこの台に立ちますが、ひとつよろしく願いいたします。通告第5号、議席番号2番、日本共産党、藤堂賢太郎です。

今日は国民健康保険の保険料について、県内統一ということで新聞報道されましたが、この件についてお伺いいたします。

国保は農林漁業者あるいは年金生活者、そして失業者、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険です。保険の加入者には障害者や難病患者など、医療を切実に求めている人がいらっしゃいます。所得は低いのに保険料が一番高い。この高過ぎる保険料が低所得者世帯を苦しめております。

2018年4月に国保の都道府県化がスタートいたしましたが、県の試算発表、34市町村ですが、この統一保険料が今年2月23日付の高知新聞に報道されました。そして、8月23日付には、町長も参加し協議して、2030年度に完全統一するという合意という報道に変わりました。分かりにくいですが、これは大変なことになりそうだと思います、質問をいた

します。

この新聞報道では、仁淀川町の2020年度の保険料実質実績、平均ですけども、1人当たり8万470円。順位は下のほうから、34自治体のうち低いほうから2番目です。そして、統一保険料後では10万6,868円。これも低いほうからまだ2番目でございます。統一保険料の導入後は増税で2万6,398円。これは高いほうから、34自治体のうち高いほうから6番目に高い金額です。負担率は32.8%の増額となり、大変な高額でございます。

内部留保の大企業、内部留保を積み上げている大企業か、株式投資でぼろもうけをしている富裕層以外の国民の大多数は円安物価高、コロナ禍の対応などに追われて、経済的にも大変だと思います。そんなときに、24年度に統一保険料導入と。その後6年間の激変緩和措置の間はどんなテンポで引き上げられるのか、分かる範囲でお答えを願いたい。また、30年からは、県内のどの市町村に住んでいても、所得と世帯数が同じなら保険料は同じになる。高い自治体は下がり、低い自治体が上がって、全県の平均額12万613円になるのですか。この内容を町民にも分かるように説明してください。

2014年の7月、全国知事会、福田富一氏、これはその当時は栃木県知事ですが、公費の1兆円の投入で協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げたためにと訴えました。政府も国保に構造的な問題があるということを確認しましたが、その打開、解決策は答えず、2018年度に3,400億円の臨時交付金が投入されましたが、都道府県化を条件に、それと引換えて、協会けんぽと国保の保険料の格差は改善されておられません。2017年、2018年も、全国知事会あるいは全国市長会は格差是正のために国に要求しておりますが、まだ実現しておられません。

協会けんぽと国保に大きな開きがあります。その激変緩和措置とはどういうことでしょうか。一気に上げずに年々少しずつ保険料を引き上げるということでしょうか。違うと思いますね。その激変緩和措置とはどんな措置なのか、これもお聞きしたいというふうに思います。

そして参考ですけども、念のために、次の状況の保険料はいくらぐらいですかということと考えました。年収250万円の夫婦と子供2人のサラリーマン世帯の場合いくらか。そして、年収250万円の夫婦と子供2人の商店経営者の場合の保険料はいくらか。できれば対比したいので、年金生活夫妻の250万いらくらの場合には、保険料が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

続きまして、均等割、平等割の廃止を求めたいというふうに思います。

均等割とは、戦前の人頭税を引き継いだもので、納税能力に関係なく、全ての国民一人一人につき一定額を課す税金で、1903年に廃止された制度です。特に子供の数が多いほど国保料が引き上がる均等割はまるで人頭税、子育て支援に逆行すると批判があります。均等税、平等割はゼロ歳児にもかかります。しかも、加入者の医療分だけではなく、高齢者医療を支える支援分にも負担されております。こんな制度は軽減もしくはやめるべきではないかというふうに思います。

これまで、全国各地の自治体で国保料が下げられたというところでは、自治体独自の繰入れと併せて均等割の軽減もあったと聞いております。この点はいかがでしょうか。

以上の点を求めて、質問を終わらせてもらいます。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 藤堂議員の1点目のご質問にお答えいたします。

現在においても、市町村ごとの財政状況等で保険料率の設定を行っているため、実質的には市町村ごとで保険料率が異なっている状況となっております。県及び各市町村と検討を重ねた結果、令和12年度を目標に保険料を統一することを目指すことになりました。高知県におきましては、少子高齢化等の要因により、全国に先駆けて被保険者が減少する中、高額な医療費の発生により、小規模な自治体は財政運営に支障を来すことが容易に想定されることから、公平な制度とするべく、県全体で支え合う仕組みとするものであります。

また、統一に向けての制度の改正により、自治体や被保険者の急激な負担増とならないようにするため、一定期間、激変緩和措置が講じられる予定であります。

次の2点目のご質問の財源確保の政府への要望でございますが、町村会等を通じまして、要望はしていきたいと考えております。

また、均等割と平等割の廃止についてですが、まず均等割につきましては、被保険者1人当たりで定額で賦課するものとなりますが、子供も含め、被保険者全員が平等に医療サービスを受けられることを踏まえると、公平性に欠けることから、均等割の廃止は適当でないと考えます。廃止するとなれば、所得のない被保険者はゼロ円となりますが、一方で、所得がある被保険者が所得割として不足する金額を補わないといけないこととなります。

平等割につきましては、1世帯につき定額で賦課されるものとなりますが、全世帯で負担するという観点から、この賦課方式となっております。具体的には、多子世帯などの被保険者数の多い世帯を支えるための賦課方式でもあり、子育て世代の負担軽減が行われて

いることとなりますので、廃止は適当でないと考えます。

次に、3点目のご質問の保険料の比較でございますが、サラリーマン世帯は全国健康保険協会管掌健康保険料で算定し、商店経営者は年齢を、夫婦はともに40歳未満で、子供2人はともに6歳以上とし、年収の合計は夫または妻のどちらか一方とします。また、商店経営者の所得をサラリーマン世帯と同等として所得を算出し、保険料を試算しました。以上のことから、サラリーマン世帯につきましては12万3,600円、商店経営者につきましては23万7,700円となりましたことを報告いたします。なお、年金生活者につきましては、夫婦のみとした場合、15万5,400円となりますことを申し添えます。

以上です。

○議長 藤堂さん、ありますか。藤堂賢太郎君。

○2番 再質問でお願いいたします。

今、町長のほうから保険料についても説明いただいたんですが、もう1つ、質問のほうに設定してなかったんですけども、言葉は非常にいいんですけども、激変緩和措置、どんなものが激変緩和措置と言われるのか、もし分かれば教えていただきたいんです。

そして均等割、これは難しいということ、考えてないというようなご意見でございましたが、私が調べた内容によりますと、子供の均等割の独自軽減や、子だくさんの世帯の保険料軽減策を導入する自治体が増えております。2019年ですが、仙台では国保に加入する全ての子供の均等割を一律3割減額で、当時、全国から注目されたというニュースが流れておりました。独自軽減というのは、国保法第77条の活用で、特別な事情がある場合、市町村の判断で国保料を免除できることを規定しております。それは自治体の首長に裁量が委ねられております。子供がいることが特別な事情に認定できております。この点からも、ぜひ均等割、平等割の軽減ということも考えていただけないかなというふうに思います。

もし、この激変緩和措置という言葉は非常にきれいなんですけど、先ほど、年々少しずつ上げていくのか、それとも、緩和するということは一気に上げないと、負担を求めないということの措置だと思いますので、もし分かる範囲があれば教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員の再質問にお答えします。

現在も所得に応じまして、2割軽減であるとか、5割軽減であるとか、7割軽減である

とか、そういう制度がございます。ある一定の家族数で、ある所得以下であれば何割軽減、それより下だったらまた何割軽減、そういう制度もございますので、ただ子供が多いから高いということは一概には言えないのではないかと考えます。

また、統一に向けて激変緩和措置ということなんですが、やはり統一になるまでどんと上がる市町村、緩やかに上がっていく市町村、いろんな市町村がありますので、仁淀川町におきましては、現在保険料が、県下では下から2番目という状況になっておりますので、上がり幅が相当激しくなると思われれます。そういったところで、急激に上げるわけではなくて、じわじわと上げていくというようなことで激変緩和措置ということで認識をしております。

以上です。

○議長 3回目ありますか。藤堂賢太郎さん。

○2番 再々質問でお願いいたします。

激変緩和措置というのは、私が調べました資料によりますと、各都道府県の納付金算定の際に住民負担の激変が生じにくい計算方法を採用すると。

そして、2番目に都道府県繰入金、給付費掛ける9%、17年度までには都道府県調整交付金と呼ばれておりましたが、今は変わっております。この一部を激変緩和の財源にすることを可能とするというのが2番目です。

3番目には、市町村に激変緩和の財源を交付する特例基金も国費で設ける。これは6年間で時限つきですが、300億円。

そして4番目には、18年度から投入する1,700億円の公費の一部、300億円を激変緩和措置の財源として活用するという、この4段階の激変緩和措置、これを決めて都道府県、市町村に実施を指示しました。18年の1月31日にこういう決断がされております。これが、非常に分かりにくいですが、激変緩和措置の方法としては4段階あるという1つの表れだろうというふうに考えます。

そして、今日のことだったんですが、私ども共産党のほうで資料を頂きまして、仁淀川町のこれから先の基金の残高というのを計算してもらいましたが、平成30年の年度末には3億2,400万円の残高があったのが、だんだん年を取るごとに減って、今年の令和4年頃には4,900万円、そして令和5年には2,500万ということで、だんだん底をついてくるという状況が表の中で出ております。

2年後には、高知県に納める仕組みとなっておる事業費納付金、これが、5年度には納

める分で財政調整基金を使い切ってしまう見込みが出ているというふうな数字が頂けております。ぜひこういう資料も、手元にありましたので税務課長にお渡ししておりますが、また参考にしていただいて、今後の国保のために、やはりできるだけ加入者に抑えられるような範囲にしてもらえればというふうに思いますが、文章の中でちょっと述べておりました、私が差し上げたのは、この2030年に統一されたときに、仁淀川町の国保の金額、今、表にあります、高知県の平均金額が12万何がし、12万ちょっとだったと思うんですが、これが12万613円というのが高知新聞で発表された全県の平均の金額なんです、この辺りまで保険料が上がるんでしょうか。その点だけお答えいただけたらと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤堂議員の再質問にお答えします。

統一に向けて一気に保険料が上がらないようにするために、基金または調整交付金等を投入して、上げ幅を急激としないようにするというごさいますので、ただいま藤堂議員がおっしゃられたとおりでと考えております。

それとあと、保険料がどれぐらいになるのかということですが、各市町村の保険料の金額のほうがありまして、それをこの線に統一するというごさいますので、統一したときには、先ほど言われていた12万いくらかというような金額になりますので、仁淀川町としましては、県下で下から2番目の低さと、現在そういうことですので、2万いくらかの上がりが発生してきます。それを何年間かけて緩やかに上げていきたいと、そういう考えております。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終わります。

2問目の質問をお願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 2問目の質問ですが、今年の3月の定例会で質問いたしました、大崎地区にやはり児童公園計画をということでお伺いさせていただきました。その当時はまだ大崎診療所の歯科病棟がまだ建築中でして、この建設後に、元のあそこに資材置場になっていた中学校のグラウンド、バックグラウンドのネット付近に、そういう遊具のついた公園ができないでしょうかということでお伺いしました。

検討するというごさいましたが、その後、その当時の資材は撤去されましたけども、今は違うような条件のものが置かれております。そういうことが計画としてまだ生きているんだろうと思いますが、その公園の事業計画について1つお伺いしたいと。

その後についてお伺いしたいというふうなことと併せて、今の診療所の以前の入り口のところで、それから体育館との間に空き地がございまして、非常にもったいないなど、公園にするにはちょうどよさそうな広さやなと思うんですが、何か事情があるのではないかなと思います。あそこだと車の通行も少ないですし、子供さんも安全に、公園ができれば利用できるんじゃないかなというふうに思ったりして、あそこの用地の使用が無理かなと思ひまして、その2点についてお伺いします。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

令和3年3月定例議会において、大崎地区に遊具設置の児童公園がないので、児童公園の開設をといた趣旨の質問がございました。これに対して、現時点で整備できる町有地がないとお答えさせていただいたところでした。

旧吾川中学校のグラウンドの隅に、一時的ではありますが、大崎診療所建設に係る資材置場の撤去後に遊具の設置を検討しておりましたが、しかしながら、新たに令和4年7月15日から令和5年1月13日まで、県発注の大崎急傾斜地工事の残土仮置場及び事務所の設置場所となったこと、また、グラウンド入り口の駐車スペースからあふれた車がグラウンドに十数台、常時止める状態となっております。そのため、遊具を設置するスペースの確保が難しい状態となり、また、仮に設置できたとしても、業者の車の往来やグラウンド内の車の通行を考えると、幼児、児童に遊ばせる公園を一時的にしる設置することは、安全の確保が厳しく適切でない判断に至りました。

今後も、大崎地区への児童公園の設置につきましては重要と考えておりますので、引き続き適当な場所はないか検討をさせていただきます。

○議長 竹本副町長、答弁。

○副町長 それと、もう1点ご指摘のありました空き地の件でございますけれども、現在、大崎診療所と、それから旧吾川中学校体育館の間にある土地だというふうに思います。今、吾中の体育館の裏手に診療所の駐車場を設けている付近じゃないかと思うんですが、そこは現在新たに、駐車場が狭いので、駐車場としての借り上げもしくは用地として買収をしたいというふうに考えておまして、診療所の駐車場用地というふうに今、話を進めておるところでございます。

以上です。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了します。

このまま続けていきます。通告第6号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 議長の許可を頂きましたので、議席番号1番、ただいまから2点ほど質問させていただきます。

まず1点目につきましては、通告に書いておりますけれども、町の遊休地をゼロ円で譲渡したらどうかと、こういうことで1点目、お伺いしたいと。そしてまた、2点目については高齢者住宅の建築をお願いしたいということで、2点ほど質問させていただきます。

まず、最初の遊休地についてですけれども、内容についてご説明申し上げたいと思います。

私がこの仁淀川町のそれぞれの皆さん方と話を聞いて回っているときに、住宅を建てたいけれども、なかなか個人個人の売買では難しい、そしてまた、仁淀川町には不動産会社もないということの話の中から、私もある方のお話を聞きまして、3点ほど物件を当たってまいりました。しかしながら、やはり今言われるように、なかなか個人売買は難しいというようなことで、その方は佐川に出られました。

まだ後にも、子育ての支援は本当に仁淀川町は充実をしようと。あるいはまた、観光の名所もある。あるいは文化もある。そしてまた33号線、高知・松山間では中間であると。非常に環境のいいところであるけれども、住宅を建てる場所がないというふうな話を聞いてまいりましたよ。

話は前後しますけれども、ある議員さんからも住宅を、30年間たてば、無償で住んでくれた方に譲渡しますということが、随分他の町村でやっとなるけれども、どうかというふうな質問もあったと思うんです。そういうことを振り返ったときに、今、若い方々はそれぞれのいわゆる設計プランを考えまして、土地があれば自分の思いの住宅を建築したいという話も聞いてまいりました。

じゃあ、さすれば、仁淀川町に遊休地が、町内の中で旧仁淀、あるいは吾川、池川にそれぞれ、私はあるところを確認してまいりました。そこで、じゃあ仁淀川町に魅力のあるところといたら、先ほど観光名所、いろんな問題を申し上げました。そしたら、アピールの材料として、仁淀川町に住んでいただければ宅地がゼロ円である、無償で譲渡してくれる、建築をするきっかけになるんじゃないだろうか。町内の方はもとより、町外の方々からもそういう話があるんじゃないかという思いから今回の質問をしようところではございますけれども、今、地方交付税が、年間1人であれば最低50万入る。あるいは3人家族で

あれば、地方交付税が年間150万入る。そしてまた、30年間おってもらえば、地方交付税が4,500万入る。これは仁淀川町で住んでいただいたらということでありますけども、今、私は各所を回っても、仁淀川町に住んでもらいたい、あるいは市内におる方にもぜひ帰ってきてくれと、仁淀川町にはこういうよさがあるということで話を申し上げております。そしてまた、仁淀川町に遊休地がありますよと、あるいは無償ですよと、こうなれば、その方々にもアピールが、大なるアピールができるというふうに思っております。そのことで、この通告要旨は1週間前に提出しておりますので、適切なお答弁をお願いしたいと思います。

1点目、終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

町では若者の定住促進を図るため、住宅を必要とする者に対して、町が所有する不動産を譲渡する目的で平成23年度に仁淀川町若者定住促進不動産譲渡条例を制定しており、将来にわたって町内に定住する意思がある45歳以下で同居する配偶者または子を有する者等の条件を付して、町有地の譲渡ができることとしております。また、譲渡価格につきましても、固定資産税評価額を基礎として、面積により算定し、必要があれば増減が可能となっております。

その後、平成23年度に当該条例の規定により、森地区の3物件について、固定資産税評価額を基礎として譲渡したところであり、無償譲渡となると、先行事例との格差が生じることにもなりますので、慎重に対応する必要がございます。

今後におきましては、若者が定住し、家を新築等する場合の助成や売却する意思のある個人等の不動産の情報提供等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 ただいま町長のご答弁をお伺いいたしました。住宅の無償譲渡というお話も聞いてまいりましたけども、今現在建っている住宅に、いわゆる一戸建ての住宅、この方々が、譲渡を受けたいという方が何名おられたか。私は今、若い方々のニーズを聞いてまいりました。住宅では自分らの思いの家にはなっていないと。だったら、自分たちの思いの建築をしたいという方が多いわけで、だから、形はできていますけども、実際にこういう家では住みたくないという、自分たちの思い思いの家を建てたいということがあると思うんです。

だから今、仁淀川町で1人でもこの町で住んでいただくためには何が大事なのか。町民が何を要望しておるのか考えたときに、町民の心考えたときに、思い切った政策をしてもらいたい。きれいごとではいけません。

今、町内の中で建築をしたいけども土地がないという方が何人か聞いております。今言うように団地をつくれという意味じゃないです。今ある遊休地、私の頭には仁淀村にもある、吾川にもある、池川にもあるというふうなことを今現在も考えております。提示をせえと言ったら言います。

私は今、皆さんが本当に考えたときに、仁淀川町の人口が少なくなっておる、どんどん人が減っておる、仁淀川町の将来はどうだろうと、今、町民が明るいほうに向かってないんですよ。暗いことばっかし考えてます。だから、できるだけ思い切った政策で、仁淀川町で1人でも生活をしてもらおう。仁淀川町のよさをアピールする。私はそういう政策をやってもらいたい。今対策を打たなければ遅くなります。ですから、町長以下の職員の方々も、我々もそうです、1人でも多く仁淀川町で生活をしてもらおうことを常に考えて、どのような対策をするか。

町長も今、1年過ぎました。これからまだ長い行政を担うでしょう。思い切った勇気を持った判断をしてもらって、町民が何を望んでおるかということを考えて、勇気を持って決断、判断をしてもらいたい。イエスマンでは、きれいごとでは仁淀川町を引っ張ってはいけません。強い決断力と勇気を持って仁淀川町の将来を考えてもらいたい。ご答弁をお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えします。

12月か、もしかしたら3月だったかもわかりませんが、議会のほうで十数年間住めば住宅を譲渡する制度を考えてみてはどうかということで、私の答弁で前向きに考えていきたいという答弁をした記憶がございます。一戸建ての住宅で長く住んでいただければ、期間を定めてこの間住めば、あとはこの家を譲渡しますというような制度、そういったことも今後考えていきたいと考えております。

また、町の遊休地は建物を取り壊したりとか、あと造成の必要があることから、ゼロ円というのはやはり難しいのではないかと考えます。しかし、住宅を建築した場合に補助する、そういった制度を考えていきたいと思えます。旧の仁淀村時代にそういった補助制度がございました。内容は、定住を希望する者が村内に住宅を建設した場合に上限100万円

を支給というものでした。旧の仁淀の条例では、夫婦片方が公務員の場合は半額の50万円、夫婦とも公務員の場合は助成なしという規定でしたが、検討する際にはこの条件を撤廃することにより、町外職員というようなことがよく言われておりますが、町職員の町外居住に対する抑制効果も期待できるのではないかと考えております。

今後、こういった制度を考えていき、若い者に移住をしやすいとする、そして、若者に定住をしていただくというような意味合いでも、こういった制度を創設していきたいと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 ただいま町長から、住宅については譲渡をする制度も置いとると、こういう話がありました。これも今考えたら、当然30年間おったら譲渡しますよと、これはただでやろうと、こういうことですね。

今私が言っているのは、ゼロ円というのは、今考えると、皆さん考えてないかもわかりませんが、宅地同然の土地があるんですよ。新規に1人でも仁淀川町に住んでいただけるということを考えれば、当然思う節があると思います。だから、形は違う、30年おったら、これ貸与しましょう。今私が言ったのは、地方交付税がこれだけ入る、だから無償でやっても30年間おっていただける。だから応用を考えて、今、貸与するというのは全国にあります。今、じゃあゼロ円貸与、土地の貸与というのは、今、どこの町村もやってないと思うんですよ。だから、いろんな意味の仁淀川町のことを考え、どちらがアピールしやすいか、そういうゼロ円で無償でもらえるなら家を建てようかなという方もおるといふことも、応用を考えて、1人でも仁淀川町に住んでもらう、こういうことでぜひとも考えてもらいたい。

私は常に1人でも仁淀川町に住んでもらいたいと、そういう強い気持ちを持って、今、生活をしている。そういう前向きな話がなければ、私自身も将来、私がおるところは不便です。だったら便利のいい、今出ている方々は、心を言いましたら、病院が近い、街に近い、買物ができるというふうな利点があるから出ているわけですよ。だから、住んでよかったねと、仁淀川町に住んだ者は将来得をする。

もう1回、町長、真剣に仁淀川町に住んでもらうにはどうするかと、若い者の意向はどういうふうに思っているかということをもう1回点検して、仁淀川町の将来のために施策を考えてもらいたい。3回目ですので、きちっとした答弁をお願いします。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えいたします。

今言われたように、便利さを求めて転出する者が多い、これは事実でございます。それがために定住、移住しやすい施策を今後考えていかなければならないと思っております。

その1つに、先ほども言いましたが、30年間住めば、その住宅は譲渡しますよという制度であるとか、また、ある一定条件もつけんといかんとは思いますが、年齢であるとか世帯構成であるとか、そういうことも必要とは思いますが、町内に家を新築した場合の補助制度、また、それに併せて、町産材を使えばまたさらに補助があります。そして、合併浄化槽につきましても、そういった補助制度がございます。そういう補助制度もアピールしながら、町内に家を建てて定住すればこのような補助がありますということを明確にお示ししまして、仁淀川町に住んでいただく。仁淀川町に住めば、仁淀川町に家を建てれば、こうなるんだなというような施策を発信していく、そういったことで定住、また移住がしやすい町にしていきたいと考えています。

あくまで、先ほども言いましたが、ゼロ円というのはやっぱり効果的と考えますが、一方、宅地の少ない本町において、高額な宅地を購入して家を建てている方もたくさんおりますので、そういった方たちにも配慮も必要かと考えますので、今後、ある一定の条件に当てはまれば、新築した場合、100万円の補助とか、そういったことで考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。

2問目、岡田良成君。

○1番 町長のご答弁ですけれども、鶏が先か、卵が先かというふうに思います。補助については私もよく理解しております。だから、対外的に仁淀川町はそういうことがあるというふうな頭の転換をして、損得を言えばどっちがいいかということを考えてもらいたいということだけ申し上げておきます。

2点目に入ります。2点目については、高齢者住宅の建築をしてはどうかと、こういうことで質問させてもらっております。

これについても、3年ほど前にもこの質問をさせていただきました。今、高齢者はどんどん増える状況の中で、お年寄りが仁淀川町で安心をして暮らせるような住宅ができないか。今考えてみれば、大崎の診療所の前も、もう耐震にきています。そしてまた、川口の

住宅も老朽化しておると。だから今、私の言っていることは、来年やれ、ここでやれじゃない。計画をして、長期的な計画の中での計画をお願いしたい。

なぜならば、大崎の診療所の前に高齢者住宅ができたならば、病院が近い、街に近い、買物しやすい、病院に近い。入居する人も安心です。そしてまた、子供さんは高知へ出ていっているけども、お父さん、お母さんを、病院の近くでそういう住宅があれば安心しておれる。そしてまた、高知に出ていっている方々の話も聞いてまいりました。今、自分は高知におるけども、将来は仁淀川町へ帰りたい。そういう住宅ができれば、本当に仁淀川町については安心をして暮らせる。ぜひともそういうことでやってもらいたい。やってもらえれば、ぜひとも高知で家、子供の家は建ってるけど、この家は子供にやって、我々夫婦は仁淀川町に帰りたい、そういうふうな、私は、方々の話も聞いてまいりました。

町長、今日、明日やれじゃないです。そういう仁淀川町の将来を見て、お年寄りが安心をして暮らせる、いずれにしても川口も、さっき言いました、あるいは大崎も、そういうふうな建て替えをしなきゃならんという時期に来ております。長期的に仁淀川町のお年寄りが安心をして暮らせるような住宅をお願いしたい。

今思い浮かべたら、昔の吾川村の村長、ゆりかごから墓場まで面倒を見る行政をすることで随分頑張っていたいただきました。だから、仁淀川町は、先ほども言いました、いいものはいくらでもあります。そういう若い方々については、本当に仁淀川町は暮らしやすいと、子供を育てやすいと、そういうふうな話も聞いてまいりました。悪いところを聞いたら、ありません。だから、夢も希望も持てるような、お年寄りが将来ともに安心をして暮らせるような、ちょうど建て替え時期に来ておると、こういうことを踏まえたときに、将来の展望の高齢者住宅、ぜひともお願いしたいと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の質問にお答えいたします。

私も、高齢者住宅を新築するのであれば、大崎診療所が近い大崎団地の場所が望ましいとは思っていますが、大崎団地に代わる住宅を近隣に移転建築するための用地がなく、川口第二団地も同様で、現在のところは、老朽化に対しては、大規模改修やリフォーム等に対応しなければならないと考えております。

高齢者住宅につきましては、現在、町内の高齢者向け住宅の空き室が10室余りありますので、現時点においては、新しい高齢者住宅の建設の予定はございませんが、ヘルパー等の介護人材不足や独り暮らし高齢者のニーズ及び社会情勢等を注視しながら、高齢者住宅

の建築を考えていかなければと考えております。

なお、来年度は6年ごとの地域福祉計画と3年ごとの介護保険計画の策定年度であります。介護の要支援の高齢者の住まいと福祉・医療サービスが一体となり、世代間交流ができるような複合施設の整備について考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 町長、私は物事はきれいごとで済ますんじゃなくて、本当に仁淀川町の方々もそういう住宅が欲しい、これは町民の声です。だから、もう少し町民の声を聞いて、私がなぜそんな発想をするかといいましたら、3年ほど前にも質問いたしました。病院に行ったら高齢者住宅と、家賃が3万円ですというふうな看板を見てまいりました。これはいいねということで、自分はそのときも提案をしました。そのときにも大崎の、この町の中の方が、そういう施設ができたなら歩いて3分ばあで行けるけども、そういう施設へ入りたいと。友達もおる、安心しておれるというのが声ですよ。

だから今、本当に町民の声を聞いて、町民が何を考えておるか、人口が少なくなった、若い者はおらん、何とかしてほしいというのも声。高齢者の方々の声ですよ。だから、形だけの物事じゃなくて、町民の声を聞いて、これは町長だけじゃない、職員みんなもそうです。一丸となって仁淀川町を再生すれば、ウィン・ウインの仁淀川町ができますよ。

だから、特に町長には勇気を持っていただいて、今、10人の人がおれば、4人に反対されてもいいですよ。6人には好かれる。みんながいいということはないです。だから今、改革の時期に来ておりますので、ぜひともそういう改革の精神で、これから仁淀川町をどう引っ張っていくという思いから、今、机上の話だけじゃなくて、町民の声を私は言いましたので、もう1回ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えします。

長期的に考えなければいけないと思います。仮に今後、学校再編等について、今年度から、保護者に今後の児童生徒数であるとか学級数の推移を説明し、意見を集約するようにはしておりますが、仮に学校統合というようなことになれば、既存の施設が不要となり、また広大な土地も発生してきます。そこに建築を検討できる土地もできてくるのではないかと。そちらのほうに、例えば今現在入っている住宅の方の住宅を建てて、病院に近いところを高齢者住宅にするというようなこととか、今後そういった広大な土地も必要となって

くることから、長期的に考えていかなければいけないのではないかと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 町長、今私が言ったのは、ちょっと町長は勘違いをしとる。今、川口の住宅と診療所の前の住宅があると。だから、両方そういう耐震あるいは廃棄といいますか、建て替えの時期が来るんだったら、大崎のあそこの住宅にそういうものをこしらえたらいいんじゃないかということの提案です。だから今、その大崎の周辺の土地については、学校統合の問題もあるでしょう。今、橋の問題がありましたけれども、そういう将来があるから、そういうことで話が出ておる。だから、別のところへ建てるんじゃないです。大崎の住宅がある、あるいは川口にあるんだったら、そこへ1つにまとめたらどうですかと。だから、ちょっと勘違いしているんじゃないかと。

私の質問はそういう趣旨で、同じ老朽化が来て、建て替えの時期が来るんだったら、大崎の診療所の前にある住宅を撤去して、そこに高齢者住宅を建てれば、入った人も診療所が近い。広大な土地は要りません。ちょっと勘違いかどうか、答弁ください。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えします。

診療所前の住宅につきましては、現に居住している町民がいるということもありますので、あそこに建て替えるということになれば、その方々をどこに住ませるか、そういったことから考えていかなければならないと思います。かなり的人数が居住しておりますので、そういった方をどうするか、そういったことから考えていかなければと思っております。

それで先ほども言いました、そういった広大な土地ができるのが今後発生してきそうですので、そういうタイミングを見計らって、病院に近いところを高齢者住宅、そして、広い土地が仮に出てきたら、そちらのほうに町営住宅とか、そういったことで今後考えていきたいということで、長期的に考えなければということで、先ほど答弁をいたしました。

以上です。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 0時27分 休憩

午後 0時27分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会といたします。

午後 0時27分 散会

